

PTA 会員の皆様

練馬区立関町北小学校

PTA 会長 鈴木 桃子

保険制度のご案内について

思わぬ事故や傷害に備えて当 PTA が加入している制度についてご案内致します。掛金は、5 月に集金した PTA 会費を原資に支払っております。もし、事故等で利用を希望される場合は、学校又は PTA 本部（sekikita.pta2025@gmail.com）へお問い合わせください。

PTA 総合補償制度

東京都小学校 PTA 協議会互助会が、AIG 損害保険会社・損害保険ジャパンを引受保険会社として実施しています。

	障害（PTA 団体傷害保険）	賠償（PTA 賠償責任保険）
補償内容	◎PTA 行事参加中のケガ	◎PTA 活動の遂行に伴う賠償責任
保険金額	・死亡 785 万円 （後遺傷害：死亡保険金額の 4%～100%） ・入院保険金 日額 5,000 円 （手術保険金：入院保険金の 10 倍・5 倍） ・通院保険金 日額 3,000 円	・対人 1 名 1 億円 1 事故 2 億円 ・対物 1 事故 500 万円 （対人・対物共に自己負担額 1,000 円） ・保管物補償 1 事故 10 万円 （自己負担額 5,000 円）
制度掛金	190 円（一世帯あたり）	10 円（児童一人当たり）
補償例	・保護者が PTA 懇談会参加後、自転車で帰宅途中で転倒してケガをして、10 日間入院（支払保険金額 50,000 円） ・保護者が PTA 主催のスポーツ大会でケガをして 24 日間通院（支払保険金額 72,000 円）	〈対人〉PTA の催しで、会場設備の不備により来場者にケガをさせてしまった。 〈対物〉PTA 主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。 ・PTA 活動中、PTA で借りていたビデオカメラを破損させた。 （支払保険金 45,000 円（修理代 5 万円から自己負担額 5 千円を差し引き）
当制度に関する問い合わせ先（取扱代理店・扱者） 株式会社 東京セントラル TEL 03-3364-1717		

※ 保険金請求手続きは、事故発生後 30 日以内に連絡する必要があります。

PTA 総合補償制度 保険金請求手続きの流れ

※保険金の請求時は、直接下記 AIG 損害保険株式会社へご連絡ください。

事故受付専用ダイヤル

0120-300-399 (24 時間 365 日通話料無料)

音声案内に従って、ご希望の番号を押してください。

傷害事故（ケガ）のご請求は①、賠償事故のご請求は②になります。



担当者につながりましたら順番にお伝えください。

① 2025年度証券番号

傷害 25S3193609 **賠償** 25M6192749

② PTA団体契約であること、学校名

※契約者名は「東京都小学校 PTA 協議会互助会」となります。

③事故の内容

▶傷害事故の場合

- ・おケガをされた方の氏名
- ・事故の日時、場所
- ・おケガをされた時の状況
- ・おケガの名前、部位・状態等わかる範囲でお伝えください。

▶賠償事故の場合

- ・事故の日時、場所
- ・事故の状況
- ・損害物、損害物の所有者、被害状況等わかる範囲でお伝えください。

※賠償事故に関しては、後日損害物の写真、領収証（請求書）、PTA 行事中の事故であることがわかる資料（年間スケジュール、練習日程のお知らせ、行事開催の案内チラシ等）を保険会社へご提出いただきます。ご準備をお願い致します。

④保険金請求書の送付先

ケガをされた方のご自宅、学校等あらかじめ送付先の住所をご確認ください。



保険金請求書が届きましたら、必要事項をご記入のうえ保険会社へご送付ください。

書類につきましては、傷害事故の場合はおケガをされた方がご記入いただけますようお願い申し上げます。

賠償事故の場合は PTA 担当者が記入致します。但し、傷害保険のご請求時には、PTA 会長の署名・捺印も必要となります。